

# 上場会社の**株券**が 電子化されます。

2009年（平成21年）1月実施！

**株券が「無効」に！！**

株券が電子化されると上場会社の株券は無効になり、  
株主様の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されます。

ということは・・・

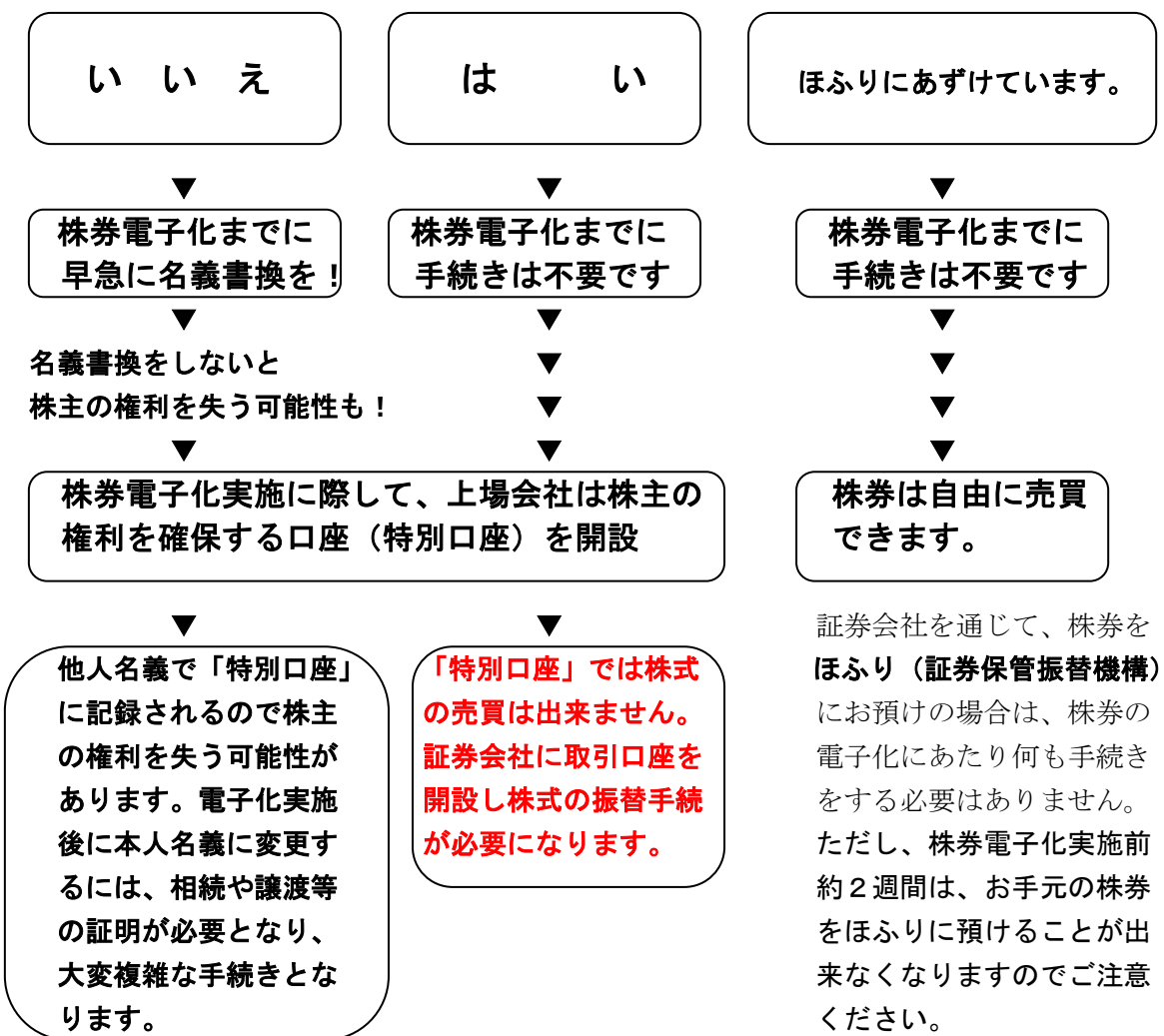
株券電子化により、株式の管理や取引がより効率的かつ安全になります。

- 株券を手元で保管することによる盗難・紛失がなくなります。
- 偽造株券を取得することがなくなります。
- 株券の受渡し、取得の都度の名義書換も不要になります。

しかし・・・

株券の名義がご本人以外の名義になっている場合、株主としての権利を、失う場合があります。

**お手元の株券はご本人名義になっていますか？**



**Q 1**

株券の「名義書換の手続き方法」は？

**A 1**

相続・贈与・譲渡等による名義書換の手続きは、**株主名簿管理人**に連絡をして下さい。

【佐渡汽船㈱ 株主名簿管理人】 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
お問い合わせ先 0120-782-031（フリーダイヤル）

その他、株主名簿管理人では、「**単元未満株式の買取**」の手続きも行っております。

「**単元未満株式**」：市場で売買出来る株式の最小単位＝**100株**に満たない株式。

**1株から99株までの株式。**

市場での売買が出来ませんので、発行会社による買取の制度をもうけております。

**Q 2**

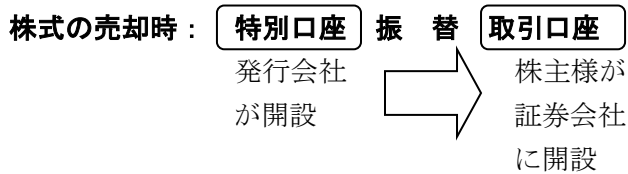
株券電子化実施に際して開設される「特別口座」とは？

**A 2**

株券電子化実施時点で、証券会社を通して株券を**ほふり**に預けていない株主の権利を確保するため、**当該株券を発行している上場会社が開設する口座**です。

株券電子化実施後に「特別口座」では、**株式の売却はできません。**

「特別口座」は株主の権利を確保するための口座です。株式の売却はできません。  
証券会社に取引口座を開設し、**株式の振替手続きを行う必要があります。**



※ただし、株券電子化実施後の約3週間は、「特別口座」開設手続きのため、証券会社への口座振替手続きが制限されて、株式の売却が出来ませんのでご注意ください。  
なお、発行会社による「**単元未満株式の買取**」の手続きは、証券会社へ開設する口座に振り替えず、特別口座のままでも可能です。